

<一般委託>

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析業務委託仕様書

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀ごみ処理施設の①排ガス ②焼却灰 ③ばいじん ④排水等のダイオキシン類の測定分析を行い、その結果を報告するものである。
2	履行期間	契約の日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、下水道法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量法第121条の2の規定に基づく認定特定計量証明事業者(大気中のダイオキシン類: JISK0311(2008)、水又は土壌中のダイオキシン類: JISK0312(2008)) (2)同法第107条の登録のある者(同法施行規則別表第4:6濃度及び6の2特定濃度)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は業務完了後受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部広域処理センター 大家 046-854-4153

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析業務委託仕様書

1 目的

本委託業務は、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法及び下水道法に基づき、横須賀ごみ処理施設の排ガス、焼却灰、ばいじん、及び排出水等についてダイオキシン類等の分析を実施し、その評価を行うことを目的とする。

2 履行期間

契約の日から令和3年3月31日

3 委託内容

1) 試料の種類

- ① 排ガス：1号炉、2号炉、3号炉各2検体、計6検体とする。
- ② 焼却灰：1号炉、2号炉、3号炉各1検体は、①の排ガス測定時と同時に採取し、計3検体とする。
- ③ ばいじん：1号炉、2号炉、3号炉及び加湿処理したばいじんの各1検体は、①の排ガス測定時と同時に採取し、計4検体とする。
- ④ 排水：下水道放流水、場内降雨水各1検体、計2検体とする。

2) 試料採取場所

排ガス、焼却灰、ばいじん、加湿処理したばいじん、下水道放流水及び場内降雨水の試料採取場所は、別途指示する。

3) 試料の採取

試料の採取は、すべて受託者が行うものとする。

4) 試料採取時期

試料の採取は、焼却炉の運転計画に合わせ、表-1のとおりとする。
なお、詳細な日程は別途協議の上定めるものとする。

表－1 試料の採取時期（例）

	令和2年11月	令和3年1月	令和3年2月	検体数	
排ガス	3検体（各号炉）	－	3検体（各号炉）	6	
焼却灰	3検体（各号炉）	－	－	3	
ばいじん	3検体（各号炉）	－	－	3	
加湿処理したばいじん	1検体	－	－	1	
排水	－	2検体（下水道放流水及び場内降雨水）	－	2	
※ 焼却灰・ばいじん・加湿処理したばいじんは令和3年2月でもよい				合計	18

5) 測定項目及び測定方法

各試料の測定項目及び測定方法は、表－2のとおり。

表－2 各試料の測定項目及び測定方法

試料	測定項目	測定方法	備考
排ガス（6検体）	ダイオキシン類濃度	JIS K 0311：2008「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」	フィルタ補集部で補修されたダイオキシン類の濃度
	粒子状ダイオキシン類濃度		
	排ガス流量、流速、温度、水分等	JIS Z 8808-1995「排ガス中のダスト濃度の測定方法」	
	酸素濃度	JIS Z 0301-1998「排ガス中の酸素分析方法」	ダイオキシン類試料の採取時間帯において連続測定する。
一酸化炭素濃度	JIS Z 0098-1998「排ガス中の一酸化炭素分析方法」		
焼却灰（3検体） ばいじん（4検体）	ダイオキシン類濃度	平成4年厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1（平成12年厚生省告示第6号 別表）	
下水道放流水（1検体） 場内降雨水（1検体）	ダイオキシン類濃度	JIS K 0312:2008「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」	

6) 試料採取時の焼却炉稼動状況調査

排ガスの試料採取時間帯においては、時間毎に対象炉の①ごみ焼却量、②炉内ガス温度、③バグフィルタ入口ガス温度、④バグフィルタ出口ガス温度を調査するものとする。

4 報告書の提出

受託者は、以下により報告書を取りまとめ、市長あて提出するものとする。報告書と別に、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第8条様式第6及び別紙を提出するものとする。

ア 仕様	サイズ	A4判
	製本の方法	くるみ綴じ製本
	表紙	レザック紙
	本文	上質紙 70kg 程度。

また、「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランクの印刷資材（用紙、インキ）を使用すること。ただし、表紙は除く。

イ 記載内容	①目的
	②測定施設
	③試料採取日
	④測定項目及び測定方法
	⑤試料採取位置及び測定点
	⑥焼却炉稼動状況
	⑦測定結果（排ガス、焼却灰、ばいじん、放流水、場内降雨水のダイオキシン類濃度、排ガスの流量、流速、酸素、一酸化炭素濃度等）
	⑧精度管理
	⑨測定結果の評価（排ガス、焼却灰、ばいじん、放流水、場内降雨水のダイオキシン類に係る法基準達成状況）
	⑩ダイオキシン類の影響評価（評価方法、評価指標、評価に用いたダイオキシン類濃度、周辺住民への影響、評価）
	⑪参考文献
	⑫資料（計量証明書及び試験結果報告書、精度管理に関する記録等（サンプリングスパイクの回収率、クリーンスパイクの内標準物質回収率、検量線作成時の相対感度係数、RRFチェック、一般試薬と標準試薬、GC-MS測定における分析条件、GC-MS SIMクロマトグラム））

ウ 提出部数 5部（正 1部、副 4部）

エ 提出期限 令和3年3月31日

5 データの保管

受託者は、本測定に関する各種データ（チャート類を含む）は、5年間保存すること。

6 環境への配慮及び安全の確保

業務に伴って発生する廃棄物が環境に及ぼす影響について十分認識し、その善後策を図るとともに環境関連法規を遵守し環境の保全に取り組むこと。また、労働安全衛生法その他関係法令を順守し安全確保に万全を期すこと。

7 その他

1) 疑義の解決

受託者は業務の着手に先立ち、本市と十分な協議を行うものとし、履行途上において疑義が生じた場合は、協議のうえ本市の指示に従うこと。

2) 業務内容の変更等

本市は必要を認めるときには、業務内容を変更及び停止させることができる。この変更等に係る委託料及び委託期間の変更については、別途協議のうえ決定する。

3) 成果品の検査と提出

受託者は業務の完了に際し、本市による成果品検査を受けるものとし、検査合格後、速やかに提出すること。

なお、成果品の提出後において成果品記載内容に誤記等があった場合は、速かに訂正し成果品を再提出すること。

4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後において請求払いとする。

8 本仕様書の間合わせ先

資源循環部 広域処理センター 担当 大家 電話 046-854-4153